

支 部 名	熊本県済生会
事業種別* (特養、病院等)	病院
施 設 名	熊本病院
部署役職	人事室 室員
記入担当者	長松 佳蓉

※実施する事業所について、本体に含まれる場合、または複数施設でおこなう場合、下に施設名を記入してください。

実施単位及び施設名	熊本病院
1 支部全体	
複数施設で実施の場合、施設の総数	3

[熊本県済生会 病院 熊本病院] 行動計画

仕事と子育てを両立させることができ、職員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分発揮できるように、雇用環境の整備を行なうとともに、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日 から 平成32年3月31日 までの 5 年間

2. 内 容

目標 1

事業所内保育所の受入可能人員を増やし、保育内容の充実を図る。出産・育児を理由とした退職を防ぎ、子育てを行う職員のサポート体制を強化する。

<前回と同じ場合、その理由（未達成理由等）>

<対策>

平成27年 5月 事業所内保育所の移転による受入可能人員の増加  
病児保育の拡充

平成29年 4月 夜間保育の開始

目標 2

新たな休暇制度の導入や拡充、育児・介護に関する諸制度等についての情報提供など、ワークライフバランス推進に取り組む。

<前回と同じ場合、その理由（未達成理由等）>

<対策>

平成28年 4月 配偶者出産時特別休暇（有給休暇）の導入  
子の看護休暇の拡充

平成28年 4月 育児・介護に関する諸制度等についての情報提供による職員への啓発

公表の方法	①ホームページへの掲載等	
従業員に対する周知の方法	③電子メールの送信	院内ニュースへの掲載

行動計画の中に次世代育成支援対策の内容として定めた事項について

次世代育成支援対策の内容を以下のとおり提出します。

行動計画策定 指針の事項		次世代育成支援対策の内容として定めた事項	
1 雇用環境の整備に関する事項	(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備	ア 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施	
		イ 子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進	○
		ウ 育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施	
		エ 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以上の措置の実施	
		(ア) 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施	○
		(イ) 労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知	○
		(ウ) 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し	
		(エ) 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供	
		(オ) 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し	
		オ 子どもを育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施	
		(ア) 三歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の免除	
		(イ) 三歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度	
		(ウ) フレックスタイム制度	
		(エ) 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度	
	カ 子どもを育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の設置及び運営	○	
	キ 子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助の措置の実施		
	ク 労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度の導入	○	
	ケ 希望する労働者に対する勤務地、担当業務の限定制度的実施		
	コ 子育てを行う労働者の社宅への入居に関する配慮、子育てのために必要な費用の貸付けの実施など子育てをしながら働く労働者に配慮した措置の実施		
	サ 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知	○	
シ 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施			
その他	(概要を記載すること)		
に資する多様な労働条件の整備	ア 所定外労働の削減のための措置の実施		
	イ 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施	○	
	ウ 短時間正社員制度の導入・定着		
	エ 在宅勤務等の場所・時間にとらわれない働き方の導入		
	オ 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修の実施	○	
	その他	(概要を記載すること)	
2 1以外の次世代育成支援対策に関する事項	(1) 託児室・授乳コーナーや乳幼児と一緒に利用できるトイレの設置等の整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等各種の子育て支援サービスの場の提供		
	(2) 地域において子どもの健全育成のための活動等を行うNPO等への労働者の参加を支援するなど、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施		
	(3) 子どもが保護者である労働者の働いているところを見ることが出来る「子ども参観日」の実施		
	(4) 労働者が子どもとの交流の時間を確保し、家庭の教育力の向上を図るため、企業内において家庭教育講座等を地域の教育委員会等と連携して開設する等の取組の実施		
	(5) 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進		
	その他	(概要を記載すること)	

4. 提出先メールアドレス及び照会先

本部事務局 総務部総務課 佐々木 TEL 03(3454)3039 (総務課直通)  
 済生会内システムメール：済生会本部¥総務部¥総務課¥総務05  
 (e-mail: som05@saiseikai.or.jp)